

和歌山県マンション管理士会主催

# 令和8年 第1回マンション管理セミナー

## 《テーマ》

マンション標準管理規約が改正されました  
～見直しが必要な重要な条文とは～

講師：マンション管理士 小堀将三

日時：令和8年3月8日（日）13:30～

会場：和歌山市地域フロンティアセンター

ルームC （フォルテワジマ6階）

定員：40名（参加費無料）

定員になり次第受付終了

申込：電話又はメールにて受付

TEL 090-2949-8163

Mail [5rb6fk@biglobe.ne.jp](mailto:5rb6fk@biglobe.ne.jp)



## ＜主な改正・追加条文＞

- \*区分所有者の相互協力義務（第20条）
- \*緊急時の他の専有部分保存行為（第23条）
- \*保険金等の請求・受領（第24条の2）
- \*国内管理人制度（第31条の3）
- \*防火管理者（第32条の2）
- \*総会の成立要件及び決議方法（第47条）
- \*所在等不明区分所有者決議除外（第67条の3）

※条文数はマンション標準管理規約の条文数



## ＜後援＞

和歌山県・和歌山市  
日本マンション管理士会連合会

[セミナー終了後マンション管理に関する無料相談会開催（事前予約要）](#)